

(須賀川市観光物産振興協会会員・市内事業者用)

すかがわ観光物産館商品申請等要項

1 観光物産店（新店舗）概要等

所在地 須賀川市中町1 1 番地（旧永宝屋店舗1階）
運営者 須賀川市観光物産振興協会（以下「協会」という）
売場面積 約2 1 3 m²
販売形態 常設販売 ※一部商品は催事販売も有
取引条件 委託販売または買取販売
商品選定 当協会において総合的に審査し、出品の可否を決定します。

2 募集商品について

生鮮食品、加工食品、工芸品、土産品など
※冷蔵商品・冷凍商品・飲料水（土産用）なども可。

3 申請方法

申請は、以下の書類及び申請商品の写真を郵送またはメールにてお送りください。
・（様式1）すかがわ観光物産館販売商品申請書（会社概要）
・（様式2）すかがわ観光物産館販売商品申請書（商品概要）
※商品の詳細を確認するために、商品を提出していただく場合があります。

4 申請の受付先

〒9 6 2 - 8 6 0 1
須賀川市八幡町1 3 5 番地
須賀川市観光物産振興協会（須賀川市観光交流課内）
TEL 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 4 4 FAX 0 2 4 8 - 9 4 - 4 5 6 3
E-mail : kankou@city.sukagawa.fukushima.jp

5 取引条件等

(1) 販売手数料について

【委託販売】 販売手数料：当協会正会員1 5 %、準会員2 0 %、賛助会員2 5 %
ただし、会員以外の事業者など、商品によっては当協会と出品者との協議により手数料を定めることとします。

【買取販売】 当協会と出品者との協議により手数料を定めることとします。

(2) 売上金精算方法

当月末締め、翌月1 5 日の支払い（振込）とし、振込手数料は出品者負担とさせていただきます。

きます。

※売上金が1万円未満の場合、原則翌月へ繰り越しさせていただきます。

(3) 試供品の提供

販売促進策やイベントなどで試食・試飲を行う際に、試供品の提供をお願いすることがありますのでご協力をお願いいたします。なお、試供品は規格外商品でも可とします。

(4) 値下げ、在庫の処理

賞味・消費期限が迫ったものは、在庫の数量に関わらず店舗が出品者に確認し、当協会ですぐ返品もしくは処分します。

(5) 食品表示等

出品者の責任において、曖昧・誇大な表示に抵触する表示がないよう、厳密に対応することとします。また、原産国表示、製造年月日、賞味期限、消費期限、アレルギー起因物質表示及び関連する表示についても、厳密に対応することとします。

(6) 出品の取り消し等

(ア) 出品者が本要項に違反したとき、また円滑な受注・納品がなされず、欠品などにより当協会に損害を与えたときには商品の取り扱いを停止します。

(イ) 出品商品の売上状況によっては、商品の取り扱いを停止することもあります。

(7) 損害賠償

出品者は、前項に掲げる事由により商品の取り扱いが停止されたときは、遅滞なく商品等を撤収することとします。この場合、出品者は当協会に対して損害賠償、その他の請求を行うことはできないものとします。

6 その他

須賀川市マスコットキャラクター関連商品について

須賀川市のマスコットキャラクター「ボータン」を利用した商品等を作成し、当物産館に出品する方を募集します。商品開発により須賀川市のPR及びイメージアップに繋がる商品の出品申し込みをお待ちしています。

須賀川市イメージキャラクターの使用に関する基準等については、以下の市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shinseidownload/1004127.html>